

知的財産推進計画2010及び アクセスコントロール回避規制の 在り方について

平成22年9月7日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

「知的財産推進計画2010」の概要

(平成22年5月21日 知的財産戦略本部決定)

◆目的

- 日本が強みを持つ技術力や「クールジャパン」として評価される文化力について、潜在力を発揮させ、国際競争力を強化する。
- そのため、国際標準化を含む知財マネジメントの強化、コンテンツを核とした成長戦略、知的財産の産業横断的な強化を戦略的に展開する。
- 知的財産推進計画を、今後の日本の競争力強化のための戦略的中枢と位置づけ、「新成長戦略」と一体として推進する。

◆重点戦略(3本柱)

- 戦略① 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化
- 戦略② コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進
- 戦略③ 知的財産の産業横断的な強化策

◆構成

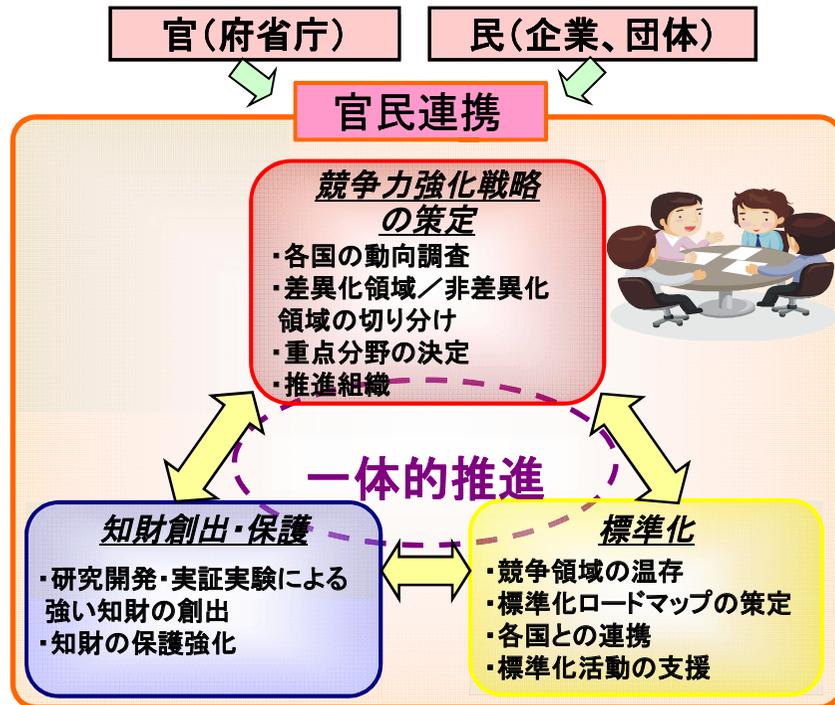
- 各戦略について、2020年の成果イメージと、具体的な数値を盛り込んだ目標指標を設定。
- 全93項目の具体的施策について、責任府省ごとの工程表を記載。

戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

- 今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する7分野を、まず注力すべき「国際標準化特定戦略分野」として選定。
- 国際標準化特定戦略分野について、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

◆重点施策

国際標準化特定戦略分野への選択と集中



国際標準化特定戦略分野(7分野)

1	先端医療 (iPS、ゲノム、先端医療機器) 【責任府省】内閣府(総合科学技術会議)、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
2	水 【責任府省】厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
3	次世代自動車 【責任府省】経済産業省、国土交通省
4	鉄道 【責任府省】経済産業省、国土交通省
5	エネルギーマネジメント (スマートグリッド、創エネ・省エネ技術、蓄電池) 【責任府省】総務省、経済産業省
6	コンテンツメディア (クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ) 【責任府省】総務省、経済産業省
7	ロボット 【責任府省】厚生労働省、経済産業省

国際標準化特定戦略分野において、国際標準化ロードマップを含む競争力強化戦略をオール・ジャパンで策定・実施

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

- コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する。
- 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。
- 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

◆重点施策

《コンテンツの海外展開支援》



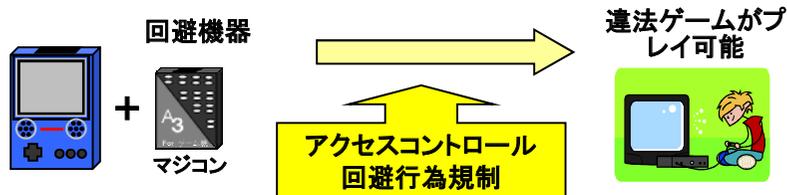
- ・ 海外展開・海外流通路の確保を支援するファンドの形成
- ・ 国際共同製作促進の支援
- ・ 諸外国におけるコンテンツ規制撤廃

《コンテンツ人材の育成》



- ・ コンテンツ版COE(中核拠点となる大学)の形成支援
- ・ 一流クリエイターの小中学校への派遣

《デジタル化・ネットワーク化への対応》



- ・ プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入
- ・ アクセスコントロール回避規制の強化
- ・ 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を2010年までに妥結

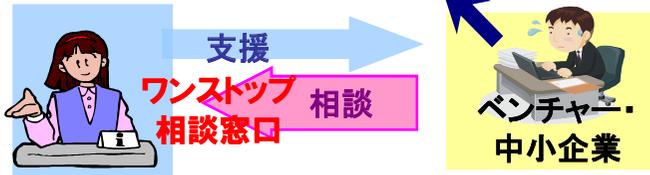
戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

- ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。
- 産学官競争力を世界最高水準に引き上げる。
- オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。
- 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

◆重点施策

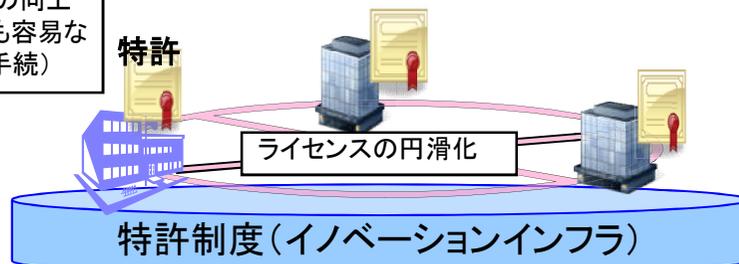
特許制度利用促進

分かりやすく利用しやすい料金・支援制度

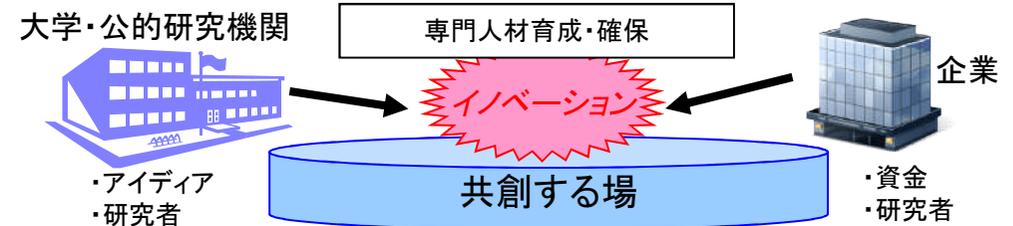


- ・ベンチャー・中小企業の知財活用促進に向けた総合的支援（特許関係料金の減免制度の拡充、知財に関するワンストップ窓口の全国整備）

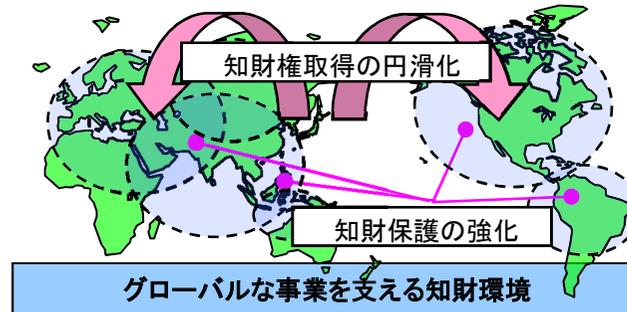
利便性の向上
(大学にも容易な
出願手続)



- ・特許の活用拡大、大学を含めたユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し



- ・複数の企業、大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースを持って、イノベーションの出口イメージを共有して共同研究(共創)する場を構築。
- ・研究マネジメントや技術支援を行う専門職の社会的地位の確立、人材の育成・確保



- ・日米欧韓中を中心として、審査結果共有システムの構築を進め、ワークシェアリングを拡大。

1. 知的財産推進計画2010について(アクセスコントロール部分抜粋)

○ 知的財産推進計画2010(平成22年5月21日決定)において、アクセスコントロール回避規制の強化を決定。

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

	具体的な取組	概要	担当府省
36	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの <u>一定の回避行為に関する規制を導入するとともに</u> 、アクセスコントロール回避機器について、 <u>対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)</u> 、 <u>対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)</u> 、 <u>刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入</u> によって規制を強化する。このため、法技術的観点 ^{を踏まえた} 具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。	文部科学省 経済産業省 財務省

2. 「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG」

における議論の経緯

○平成22年2月「コンテンツ強化専門調査会」検討を開始
同月「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG」(以下単に「WGとする」)検討開始

2月16日: 第1回WG開催

2月22日: 第2回WG開催

3月 3日: 第3回WG開催

3月15日: 第4回WG開催

3月24日: 第5回WG開催(「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策
について」中間取りまとめ)

3月30日: 知的財産戦略本部会合開催(「知的財産推進計画2010 骨子」決定)

4月20日: 第6回WG開催

5月18日: 第7回WG開催(「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策
について」最終報告)

5月21日: 知的財産戦略本部会合開催(「知的財産推進計画2010」決定)

2. 「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG」

構成員(参考)

大谷 和子 (株)日本総合研究所法務部長
北川 高嗣 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
北山 元章 弁護士
國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部長
土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
中山 信弘 明治大学特任教授／弁護士／東京大学名誉教授
平野 晋 中央大学総合政策学部教授
前田 哲男 弁護士
宮川美津子 弁護士
森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
山本 隆司 弁護士

(五十音順、敬称略)

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する課題(参考)

○現状において、国内、国外を問わず、インターネット上にはあらゆる種類の著作権侵害コンテンツが氾濫し、コンテンツ産業の健全な成長を阻害する等しているため、コンテンツ産業の振興を図る上で、著作権侵害コンテンツへの対策は急務である。

侵害コンテンツによる負のサイクル

膨大な著作権侵害コンテンツの氾濫

○動画共有サイトやファイル共有ソフト等を通じ、世界中で膨大な著作権侵害コンテンツが流通

- ・1年間の携帯向け音楽違法ダウンロード数は正規配信数を上回るとの試算もある。



違法着うた

○マジコン等によるゲーム業界での被害拡大

- ・世界各国でマジコンが流通
- ・国内だけで少なくとも5000億円の被害との試算もある。



マジコン

ネット配信のビジネスが進展しない

海外での正規ビジネスが進展しない

ユーザー意識の低下

コンテンツの創造基盤に大打撃

「ネット上はタダ」意識

ユーザーニーズに答えられない

総合的な対策の実施が必要

制度的対応 ←WGで集中的に検討

- ・プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの創設
- ・アクセスコントロール回避規制の強化
(回避機器の頒布等に対する刑事罰、回避行為の規制 等)

海外対策

上記2つの課題は、ACTA交渉における主な課題であることを踏まえ、優先して検討

- ・模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の締結、参加国の拡大
- ・中国等との二国間協議による対策の実施の要請
- ・海外での正規版ビジネスの促進

正規版流通の促進

- ・正規版のインターネット配信の促進
- ・ユーザーの利便性が高いサービスの促進

技術開発等民間の取組の支援

- ・DRM(デジタル著作権管理)や探知技術の技術開発・実証実験の支援

消費者啓発や警察による取締り

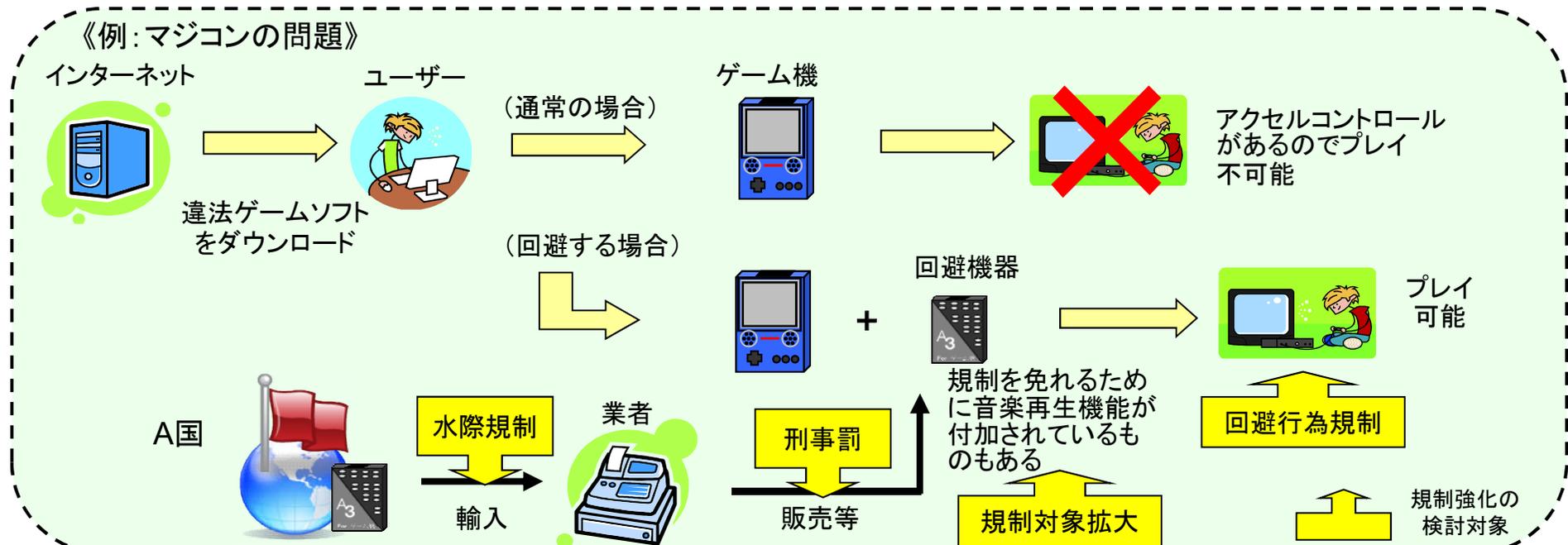
- ・官民一体となった啓発キャンペーン等の実施
- ・警察による悪質なユーザーの効果的な取締り

3. アクセスコントロール回避規制の課題の概要①

ゲームやDVDにおいてアクセスコントロールを不正に回避する行為が多発。違法ゲームソフトが利用可能となるマジコン(注1)やモッドチップ(注2)などの回避装置が多数流通している。これらの回避装置の利用を通じたゲームの被害額は日本だけで5千億円に上るとの試算も。

- ・ゲーム機には違法ゲームソフトを正常に機能させない仕組み(アクセスコントロール)が搭載。
→ マジコン等の回避装置によりネット上に流出する違法ゲームソフトが利用可能に。

- Winnyによる被害実態では、ある日の6時間で約51億円相当。
- 違法ゲームソフトは日本国内だけで約1億2000万件以上(被害額5千億円以上)の試算も
- 韓国関税庁の1日の取締りでマジコン7万5千個(約1億5500万円相当)を摘発



注1: マジックコンピューターの略。DS等のゲームのセキュリティを回避してゲームを動作させる機器の総称。
注2: PS等の内部に取り付けることでセキュリティチェックを回避する機能を持ったICチップ

3. アクセスコントロール回避規制の課題の概要②

○マジコン等の氾濫

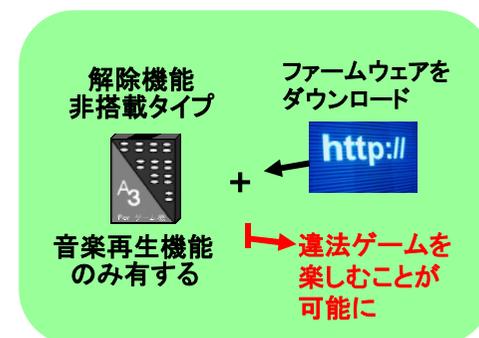
○民事措置をとろうとしても、ペーパーカンパニーのため所在が不明であったり、会社を閉鎖して別の会社を立ち上げる等、「いたちごっこ」となっている。

○手口が巧妙化し、名目上は音楽を楽しむ等の別の機能を謳っているが、実質的には違法ゲームを楽しむことを前提に販売されているケースも出てきている。特に、購入後、ファームウェア（注1）をダウンロードすることによって初めて解除機能を有するが、実質的には回避行為を目的として販売されているものもある。

○回避行為の横行

○マジコンの使用による回避行為が横行するとともに、DVDのCSS（注2）の回避のように、実質的にコピーを保護するために利用されているアクセスコントロールを回避することによって、本来できないはずの複製が行われている。

○アクセスコントロールの回避行為は規制対象となっていないこともあり、同行為を助長する雑誌が多く発売されている。



注1: ゲーム機、家電製品、パソコン周辺機器等のように、コンピュータシステムを組み込んだ電子機器本体(組み込みシステム)にいろいろな動作をさせるためにダウンロードするソフトウェアのこと。

注2: Content Scramble Systemの略。DVD-Videoに対するアクセスコントロール技術。

4. WG報告書の概要①

1. 回避機器規制 一対象行為の拡大(製造・サービス提供等)について①ー

【必要な対策】

- アクセスコントロール回避機器の「製造」及び「回避サービスの提供」を新たに規制対象とすることが必要である。

【現状】

- 不正競争防止法において、アクセスコントロール回避機器・プログラム(以下「回避機器等」という。)の譲渡、引渡し、譲渡等目的の展示、輸出、輸入、送信する行為は「不正競争」として規制されているが、回避機器等の「製造」及び「回避サービスの提供」は規制されていない。
- このため、回避プログラムについては国内においても開発されているとともに、近年では、民事措置による輸入差止めから逃れるため、回避機器としてではなく、部品単位で海外から輸入し、国内において組み立てるケースがあるが、対応できない。
- 近年では、実際に視聴機器等に回避機器等を導入するに当たって、ユーザーに対し機器を改造して回避できるようにするサービスの提供が行われているが、対応できない。

【実態(例)】<機器の製造>

- アクセスコントロール回避機器自体に関しては専ら海外で製造されていると考えられているが、規制を逃れるために、ファームウェア(違法ソフトを起動できる回避プログラム)機能のない機器として輸入し、国内の輸入・販売事業者側がファームウェアをダウンロードして実装して販売する等様々な手法が出現している(実際に税関での摘発を逃れるために、部品単位で海外から仕入れ、国内で組み立てて販売することがゲーム機関連の海賊版ビジネスでも登場している。)
- 従来よりCATV等のスクランブルを解除する機器が流通しているところ、放送のように日本特有のケースの場合には、製造元は海外でも、日本側の発注事業者が製品企画から指示を出して委託生産している場合もある。

4. WG報告書の概要①

1. 回避機器規制 一対象行為の拡大(製造・サービス提供)について②ー

【実態(例)】<サービスの提供>

- プレイステーションやX-BOXにおいては、これらにモッドチップを取り付けて改造することによって、アクセスコントロールを回避して不正なゲームを楽しむことができるサービスが存在している。また、PSPでは、本体に付属する電池を不正に改造することで、ソフトをダウングレードし、本来は不可能な違法ダウンロードしたゲームの使用が可能とするようなサービスの提供なども行われている。
- このほかにも、回避を助長するビジネスがある。例えば、ネットオークションにおいて、空のmicroSDカードを載せて、説明文に違法ソフトをダウンロードできません等と書いて、購入した後メールを送って違法ソフトをダウンロードさせるケースなどが指摘されている。

【留意事項】

- 「製造」の規制については、メーカーにおける機器の製造や保守サービス等を考慮し、譲渡等目的に限定する等、規制範囲を今後さらに検討することが必要である。
- 「回避サービスの提供」の規制については、現在コピーコントロールに関する回避サービスについて限定的に規制していることや、回避方法を教えるなど単なる情報の提供については表現行為そのものであることを踏まえ、規制範囲を今後さらに検討することが必要である。
- 今回の検討に当たっては、規制対象機器の拡大を検討することを踏まえ、必要以上に規制範囲が広がらないよう留意することが必要である。

4. WG報告書の概要②

1. 回避機器規制 一対象機器の拡大(「のみ要件」)について

【必要な対策】

- 権利者側の立証負担を軽減し、実態に柔軟に対応できるようにするため、現在の「のみ」要件よりも柔軟に解釈できる要件に拡大することが必要である。
- さらに、特許法の間接侵害規定を参考にして、客観的要件と主観的要件の組み合わせによる規制を新たに設けることも考えられ、上記「のみ」要件の改正と併せて検討することが必要である。

【現状】

- 不正競争防止法においては、アクセスコントロールを回避する(技術的制限手段の効果を妨げる)ことにより視聴等を可能とする機能「のみ」を有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む)・プログラムを対象として規制しているが、これを逃れようとする悪質ケースが多数見られる。
- 「のみ」要件については、訴訟において他の機能がないことを権利者側で立証する必要があるが、販売業者側からは「別の用途」が存在すると反論された場合、不存在の立証は難しく、実態に柔軟に対応できない。また、プログラムの場合は、機器と比べると、様々な機能を有していることが通常であり、「のみ」要件を厳格に解釈すると規制の対象とならない可能性が高い。

【実態(例)】

- マジコン等のアクセスコントロール回避機器等の使用実態は、インターネット上から入手できる違法複製ソフトの起動であるが、音楽や映像の再生、自作ソフトの起動といった回避機能以外の「別の用途」を名目上付して販売しているケースが多い。また、販売時点では機器そのものには回避機能はないが、購入後にインターネット上で一般的に流通しているファームウェアをダウンロードすることで初めて回避機器として利用が可能となるケース等もある。

【留意点】

- 「のみ」要件の拡大を検討するに当たっては、萎縮効果を考慮して、一般的に流通している機器は対象から除くことが必要である等の意見があった。
- 今回の検討に当たっては、規制対象行為の拡大を検討することを踏まえ、必要以上に規制範囲が広がらないよう留意することが必要である。

4. WG報告書の概要③

1. 回避機器規制 ー刑事罰の導入についてー

【必要な対策】

- アクセスコントロール回避機器の頒布等に対して、刑事罰を設けることが必要である。

【現状】

- 不正競争防止法において、アクセスコントロール回避機器の頒布等については、損害賠償請求権と差止請求権が定められているが、民事措置だけでは十分に対応できていない。
- 民事措置だけでは、組織的に販売等が行われているケースを立証するに足りる証拠を収集することが事実上困難であるといった問題もある。

【実態(例)】

- 既にマジコンの販売を違法とする地裁判決もあるが、判決は当該当事者に対して拘束力が発生するのみで、他の類似行為者に対しては効力が及ばないため、違法判決が出た後も販売を継続するものが後を絶たない。
- また、こうした販売業者の中には短期間に開店と閉店を繰り返して被告として特定されることを逃れるものなどが現れている。ある時点で権利者側が民事的救済を得られたとしても、その後店舗名や代表者名が変更されると、「行為者が異なる」との反論が可能となり、判決の効力が及ばなくなってしまうなど、現行の民事措置では、悪質な業者に対しての抑止効果が極めて低い。

【留意点】

- 対象行為、対象機器等規制範囲を拡大することも踏まえ、必要な刑事罰の範囲や明確性の原則との関係等を今後さらに検討することが必要である。

4. WG報告書の概要④

1. 回避機器規制 ー水際規制の導入についてー

【必要な対策】

- アクセスコントロール回避機器に対して、水際規制を設けることが必要である。

【現状】

- マジコンなどの回避機器は専ら海外で製造され、日本に輸入されているが、現地の製造元を押さえることは難しいため、水際での差止めが必要となっている。
- しかし、アクセスコントロール及びコピーコントロールの回避機器の輸入等は、関税法上水際規制の対象となっていない。

【実態(例)】

- 韓国・フランス等では水際規制の対象となっている。特に韓国では1日に7万5千個(約1億5500万円相当)という大量差し止めに成功し、被害を未然に防止することができた例もある。一方、国内で当該形状に係る意匠権侵害との理由で水際措置を税関等に相談したものの、認められなかった例もある。

【留意点】

- 水際規制を設けるに当たっては、刑事罰などの国内の規制態様を踏まえ、その規制の方法について検討することが必要である。また、税関において迅速・適正に侵害の該否を判断できるようにすることが必要である。

4. WG報告書の概要⑤

2. 回避行為規制①

【必要な対策】

- 著作物を保護するアクセスコントロールについて、正当な目的で行う回避行為は適用除外とした上で、一定の回避行為を規制することが必要である。
- その対象としては、具体的には、DVDなどの実質的に複製権を保護する目的で用いられているアクセスコントロールを回避することや、マジコンを使用してアクセスコントロールを回避すること、視聴期間の設定等のインターネット配信で一般的に用いられているアクセスコントロールを回避すること等を規制することが挙げられる。

【現状】

- 現在、アクセスコントロール回避行為は規制されていないこともあり、回避機器等の氾濫に伴い、個人等によるアクセスコントロール回避行為が横行している。
- 具体的にはマジコンの使用のように、違法に複製された著作物の利用を目的とした個人による回避行為や、DVDのCSSの回避のように、実質的にコピーを保護するために利用されているアクセスコントロールを回避することによって、本来できないはずの複製が行われている。

【実態(例)】

- 若年層の多くの間で、権利侵害と認識せず、回避行為が広く行われていると言われている。また、親が子供にマジコンを買い与えていることもある。
- 回避方法を示した雑誌がコンビニや書店等で気軽に購入できること等、回避行為の助長が広く行われており、結果的に権利侵害のハードルを下げている(実際に回避ソフトに係る説明では違法ではない旨の注意書きが記載されていることが多い。)

4. WG報告書の概要⑤

2. 回避行為規制②

【留意点】

- 個人が私的に行う回避行為に対して刑事罰を設けることについては、慎重に検討することが必要である。
- 回避行為規制を設けるに当たっては、個人の自由利用を確保する手段が必要であるとの意見のほか、複製権の範囲や私的利用の範囲を併せて考えることが必要であると意見があった。
- 正当な著作物の利用を阻害しないよう、適用除外規定を設けることが必要である。また、具体的な規定については今後さらに検討することが必要である。

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉について(参考)

背景

- 模倣品・海賊版の形態が多様化・複雑化。(第三国経由の模倣品・海賊版輸出等)
- 近年では、デジタル環境の発達により、「モノ」だけではなく、インターネット上の侵害も深刻化。
- ⇒これらに対処するために、①強力な法的規律の形成と、②国際協力推進、③執行実務強化を柱とした高いレベルの新たな法的枠組が必要。

経緯

- 2005年G8サミットで総理(当時)から必要性を提唱。日米共同イニシアティブの下、議論をリード。知財保護の志の高い国が協議に参加
現時点での交渉参加国・地域:日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ
- 2008年6月から条文ベースの交渉開始。米国の政権交代を経て2009年夏に交渉再開。これまで10回の交渉会合を実施。
- 次回会合は本年9月末に日本で開催予定。2010年中の交渉妥結が目標。

構成

I. 法的規律の形成

○デジタル環境における執行 (インターネット上の著作権等侵害等、新たな技術が知財執行にもたらす特別な課題を規定)

- ・プロバイダの法的責任の制限
- ・技術的制限手段の回避(例外と制限を含む)
- ・権利管理情報の保護 等

○民事執行

- ・適切な損害額の定義、損害額の算定
- ・司法当局等の差止め命令権限及び暫定措置
- ・合理的な訴訟の費用の償還 等

○国境措置

- ・取締りの対象範囲(輸出及び通過の取締り)
- ・権利者による税関への申立手続
- ・職権による物品の差止め
- ・侵害物品の没収及び廃棄の手続
- ・侵害物品の保管及び廃棄の費用 等

○刑事執行

- ・商標権及び著作権の侵害に対する手続及び罰則
- ・侵害の疑いのある物品等に係る司法当局の差押及び没収の権限
- ・模倣ラベルの取引及び視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則 等

II 国際協力の推進

- ・国際的な執行協力の重要性の認識共有
- ・情報交換を含む執行当局間の協力の促進
- ・統計資料及び最良の実例等の共有
- ・途上国の能力開発及び技術支援 等

III 執行実務の強化

- ・執行機関における知財専門家の育成
- ・関連情報の収集及び分析
- ・当局間の国内調整の強化、諮問団体の設定の奨励
- ・国境措置におけるリスク管理
- ・執行に係る手続情報の公表
- ・侵害による有害な影響に対する公衆意識の向上 等

留意点

- ACTAの交渉において提示される規制のレベルによっては国内法の改正の可能性あり。